

# 訴 状

令和5年7月26日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 仲 居 康 雄

弁 護 士 渡 邊 洋 二 郎

弁 護 士 堀 川 直 資

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不当利得返還請求事件

訴訟物の価格 160万円

貼用印紙額 1万3000円

## 請求の趣旨

- 1 被告が、別紙対象消費者目録記載各対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認する。
  - (1) 対象消費者が支払った演奏参加費相当額の不当利得返還請求権に基づく支払義務
  - (2) 前記(1)の不当利得返還の支払義務に係る金員に対する履行請求の翌日か

ら支払い済みまで、履行請求日に対応する平成29年法律第44号による改正前の民法第404条に基づく民事法定利率の年5分、または同改正後民法第404条第2項に基づく法定利率の年3分の割合による遅延損害金の支払義務

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

- 1 原告は、内閣総理大臣から平成28年12月27日に認定を受けた、特定適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、国内外での文化芸能分野での催事を行うこと等を目的とする一般社団法人である（甲2）。
- 3 本件の対象消費者は、被告と後述第2 第3項記載の契約を締結した者である。

### 第2 被告による2020第8回ニューヨーク合唱フェスティバル（以下「本フェスティバル」という。）に係る契約（以下「本件契約」という。）の締結

- 1 本フェスティバルは、被告主催により、合唱による日米親善、東日本復興支援呼びかけ・募金の実施、日米青少年の友好・相互理解の目的をもって令和2年3月11日に米国ニューヨーク市に所在するカーネギー大ホールにて日米合唱団の共演による合唱フェスティバルで、被告は、遅くとも令和2年3月6日頃にかけて、日本国内の複数のアマチュア合唱団所属のメンバーに対して、上記本フェスティバルの合唱に参加する希望者を募集した（甲3）。本フェスティバル同様の合唱フェスティバルは過去においても被告が主催者として開催していた（甲4-1、4-2、4-3）。
- 2 上記参加者募集に応じた出演希望者（以下「出演者」という。）は、被告との

間で本フェスティバル参加に係る本件契約を締結し、本フェスティバルでの合唱参加及びそのニューヨーク市における事前練習の参加費用として、演奏参加費を支払った（甲5、甲6）。演奏参加費の金額は、金17万円とされていたが（甲3）、特別割引、早期割引などの特典があり、支払額が標準的所要額より少ない者もあった（甲7）。

3 本件契約は、被告が、自身の主催する本フェスティバルの本番での演奏（合唱参加）、カーネギー大ホールでの本番前リハーサル、日本クラブ会館での前日練習等に参加させ、これに対し、出演者が演奏参加費を支払うことを内容とするものである（甲3、8）。また、本件契約は上記演奏参加費の支払いをもって成立する（甲5）。

また、出演者は、上記演奏参加費とは別に、米国への渡航、宿泊などのため次項記載の旅行費を負担することとなる（甲8）。

4 同時にあっせんされた訴外東武トップツアーズ株式会社主催による本フェスティバルのための渡航・滞在などの演奏者・同行応援者参加ツアーは、令和2年3月9日に成田空港を出発し、同月14日又は15日に同空港に帰着するものであった（甲3、甲8）。

5 ところが、米国東部時間同年3月5日、ニューヨーク市長は、新型コロナウイルス感染症対策のため非常事態宣言を出し、中国、イタリア、韓国、イラン、日本からの帰国者は入国後14日待機するように指示し、これを受けニューヨーク市の公立施設やカーネギーホールは、同施設などに、日本からの入国者は当分の間、演奏、観覧のためホール内へ立ち入りができないとの指針を明らかにし、本フェスティバルの開催は不可能となった（甲9、甲10）。

6 被告は、同年3月6日ころ、上記の事情及び本フェスティバルを令和3年3月16日に延期した旨出演者に通知した（甲9、甲11）。通知文には、主催者に故意又は過失があり中止されたわけではないとして、第2項記載の演奏参加費について返金しない旨記載がある。

7 本フェスティバルは前項記載のとおり、被告により一方的に令和3年3月16日に「延期」されたが、これも実施されず、さらに一方的に令和4年4月6日に「延期」されたが、これも実施されず、令和5年3月29日に至り実施された模様である（甲12）。

### 第3 不当利得返還請求権の発生

1 被告は、第2 第1ないし3項記載の本件契約において、出演者に対し、令和2年3月11日にカーネギーホールで合唱フェスティバルを開催する債務を負っていた。

2 しかし、この債務は、第2 第5項記載のとおり新型コロナウイルス感染症の蔓延により、履行不能となった。

これは、被告及び出演者の双方の責めに帰することができない事由である。

なお、被告は、合唱フェスティバルを令和3年に延期したというが、令和2年3月11日開催を前提として出演者を募集し、出演者もそれに応募したものであり、このような定期行為について、一方の契約当事者の同意なく、履行日を変更することはできず、本フェスティバルを開催する債務は履行不能となったものである。

3 平成29年法律第44号による改正前の民法第536条第1項は、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行できなくなったときは、債務者は反対給付を受ける権利を有しないとする。

このため、被告は、本件契約に基づき受領した演奏参加費を出演者に返還しなければならない。

4 これらの本フェスティバルに係る本件契約には、危険負担に関する特則は規定されていない。

#### 第4 本訴に至る事情

- 1 本件は、当初、令和2年10月、消費者団体である訴外特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオン（以下「しずおか消費者ユニオン」という。）が、持ち込まれた消費者の情報提供に対し、被告に演奏参加費の返還を求め、その後、しずおか消費者ユニオンと被告間で何度かの書面のやり取りがなされた（甲13～甲20）。しかし、被告は、法律構成は不明確なものの事業構成が異なる、裏付けデータは今後のことを思料して添付は差し控える、訴訟提起なら東京地方裁判所を要請するなど主張し、返還を受け入れなかった（甲14、甲16、甲18、甲20）。
- 2 ここに至り、しずおか消費者ユニオンが、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）に基づく特定適格消費者団体でないことから、特定適格消費者団体である原告に引き継がれた。

これを受け、令和4年4月に、改めて原告より被告に演奏参加費の返還を求めたが（甲21）、被告は返還の諾否について直接の回答をせず、2度ほどの書面のやり取りをしたところ（甲22～甲25）、同年9月になり、被告が代理人を選任したので（甲26）、原告は、代理人による回答を待っていた。しかし、被告代理人は何らの回答もすることなく同年12月、辞任するに至ったので（甲27～甲30）、原告は、改めて被告の回答を求めたが（甲31）、被告は、事実誤認があるなどと主張するのみで、返還に応じる姿勢はみられなかった（甲32～34）。
- 3 そこで、原告は、令和5年5月に、被告に対し、同年6月21日までに、演奏参加費の返還を求め、これがなされない場合にはやむなく消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を提起する旨書面を送付したところ（甲35）、被告より書面による回答があったが、法的見解を著しく異にする回答であり（甲36）、本訴の提起に至ったものである。

## 第5 訴訟要件

### 1 多数性

対象消費者の数の見込みは、第6で述べるとおりであり、多数性を満たしていることは明らかである。

### 2 支配性

本件契約は、「2020ニューヨーク合唱フェスティバル演奏参加お申込書」(甲5)をファックスまたは郵送により被告に返送することにより締結するもので、定型的になされ、支払った演奏参加費の額は、出演者によっても異なるようであるが、演奏参加費は被告名義の口座に出演者から直接振り込みがされているので、振り込みに係る資料から容易に判明する。したがって、対象消費者の該当性が、簡易確定手続で、書面審理で迅速になし得ない事態は想定しがたい。

よって、支配性に欠けるものではない。

## 第6 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第2条第2項記載事項

### 1 第1号の対象消費者の数の見込み

対象消費者目録記載の消費者は、令和2年に実施予定であった本フェスティバルの合唱に出演する日本から渡航の者全員である。この人数は、甲12の陳述書からは、日本からは5つの合唱団から参加者がおり、そのうち一つの合唱団から40名ほどが対象消費者に該当するものと考えられ、一つの合唱団でも少なくとも数十人は本フェスティバルの参加者がいる。さらに、甲4の1ないし3に掲載された過年度の同様の合唱フェスティバルの写真からは、一見して数十人以上の参加者がいることが明らかである。

また、本フェスティバルは、内閣府の後援を得ているところ、内閣府に提出

された直近の同様の合唱フェスティバルの事業実施報告書（甲４の３）によれば令和元年の日本からの出演者は１７０人とされている。これらからすれば上記陳述書の記載の信用性を裏付ける。

以上より１００名を超える対象消費者が存在するものである。

## ２ 第２号の関連する共通義務確認訴訟

原告が承知しているものはない。

## 第７ まとめ

被告が、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、演奏参加費相当額の不当利得返還請求に係る支払義務、及び遅延損害金の支払義務を負うべきことを確認することを求める。なお、請求の趣旨第１項（２）に関し、遅延損害金の利率については、本件の不当利得の支払義務は、被告が善意の受益者に該当し、期限の定めのない債務であることから、対象消費者の請求の時期により遅延損害金の始期が平成２９年法律第４４号による改正前の民法第４０４条に基づく民事法定利率の年５分か改正後民法第４０４条第２項に基づく法定利率の年３分か分かれることとなることによる。

## 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

## 付 属 書 類

- |   |        |         |
|---|--------|---------|
| 1 | 訴状副本   | 1 通     |
| 2 | 資格証明書  | 各 1 通   |
| 3 | 委任状    | 1 通     |
| 4 | 証拠説明書  | 正副各 1 通 |
| 5 | 甲号証の写し | 各 1 通   |

(別紙)

## 当事者目録

- 〒102-0085 東京都千代田区六番町15  
原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本  
上記代表者理事 佐々木 幸孝
- 〒102-0082 東京都千代田区一番町10番地 相模屋第2ビル3階  
麴町創和法律事務所(送達場所)  
電 話 03-3264-7080  
FAX 03-3264-8890  
原告訴訟代理人弁護士 仲 居 康 雄
- 〒410-0836 静岡県沼津市吉田町25-2 浜ビル2階  
沼津総合法律事務所  
電 話 055-935-6789  
FAX 055-934-0390  
原告訴訟代理人弁護士 渡 邊 洋 二 郎
- 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-7 井門新宿御苑ビル3階  
九段法律事務所  
電 話 03-3353-5300  
FAX 03-3353-5333  
原告訴訟代理人弁護士 堀 川 直 資



〒113-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル14階  
被 告 一般社団法人文化芸能国際交流機構  
上記代表者代表理事 安 良 岡 清 作

(別紙)

## 対象消費者目録

被告との間で、被告が主催する令和2年3月11日実施予定の2020ニューヨーク合唱フェスティバルに参加して演奏する契約を締結し、演奏参加費を支払った消費者